

安全性向上評価届出書
(玄海原子力発電所第3号機)

原発本第 93 号
令和6年 8月 29日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の二十九第1項の評価を実施しましたので、同法第四十三条の三の二十九第3項の規定により届け出ます。

1. 安全性向上評価の結果、安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評価の方法
別紙のとおり

2. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号

代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

3. 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所第 3 号機

所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1

本届出書は、令和 6 年 2 月 29 日時点の玄海原子力発電所第 3 号機の状態を対象とした、安全性向上評価の結果をとりまとめたものである。

当社は、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、発電用原子炉による災害の防止に関し、発電用原子炉施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実、その他必要な措置を講じる責務がある。安全性向上評価は、これらの責務を果たすための取組みの実施状況及びその有効性について、調査及び評価を行うものである。また、本評価の実施及び評価結果を踏まえ、原子力安全のための取組みについて、継続的な改善を図るものである。

本評価に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和 32 年法律第 166 号)第 43 条の 3 の 29 及び「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(昭和 53 年通商産業省令第 77 号)第 99 条の 2 から第 99 条の 7 の規定に基づく「実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの制定について」(令和 2 年 3 月 31 日付け原規規発第 20033110 号、原子力規制委員会決定)の運用ガイドに従い実施した。

目 次

第 1 章 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲

第 2 章 安全性の向上のため自主的に講じた措置

第 3 章 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

第 4 章 総合的な評価